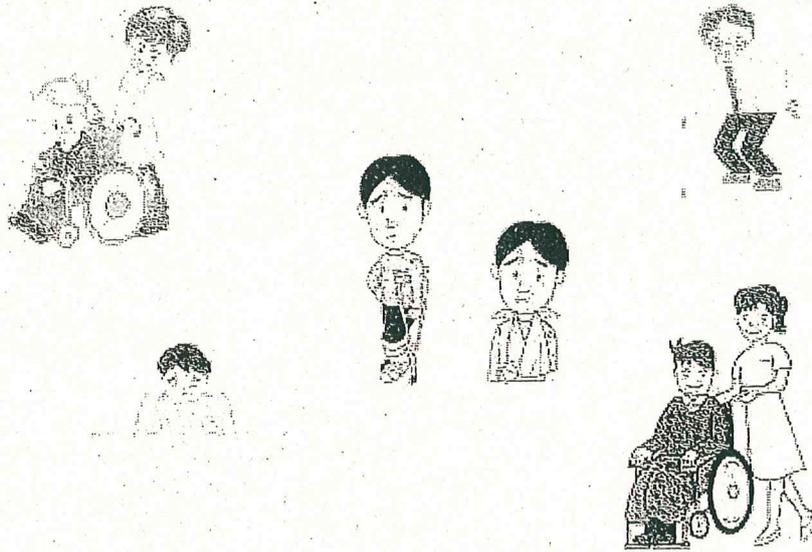


# 生活保護のしくみ

< 生活にお困りの方に >



このしおりは、生活保護についてできるだけわかりやすく、また、正しく理解していただくために大切なことが書いてありますので、必ず読んでください。

## 生活保護とは

私たちが生活しているうちには、高齢や病気などで収入が少なくなり、手持の預貯金や資産の処分などを行っても、どうしても生活が出来なくなることもあります。

生活保護は、このようなときに、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように、援助することを目的とした制度です。

## 生活保護を受けるために

生活保護は、次のような活用できる能力や資産などをすべて活用しても生活に困る場合に、その不足分を補うために初めて適用されるものです。

ただし、暴力団員に対しては、保護を受ける要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。

### 1 働く能力の活用

働くことのできる方は、その能力に応じて働いてください。

### 2 資産の活用

預貯金や土地・家屋、自動車、生命保険等の貸付金・解約金など

で活用できるものは、すべて生活のために活用してください。

### 3 扶養能力の活用

仕送りなどの援助については、お身内（親、兄弟姉妹、子供等）

とよく話し合ってください（扶養義務のある親族には原則として扶養の照会を行います）。

### 4 社会保障制度などの活用

年金・手当など他の法律や制度で利用できるものは、すべて生活

保護に優先して受けて活用してください。

（老齢年金、傷病手当金、雇用保険失業給付、児童手当、児童扶養

手当など）

## 生活保護の手続き

申請

原則、生活に困っている方本人または同居の親族が、役場生活保護担当課を通じて県福祉事務所に申請手続きをしてください。申請の際には、あなたや家族の収入や資産がどれくらいあるかを申告する「収入申告書」や「資産申告書」、また収入や資産の状況について関係機関に報告を求めることについての「同意書」などを提出していただきます。

調査

県福祉事務所の職員（ケースワーカー）が次のような調査をします。

- 家庭訪問による訪問調査
- 扶養義務者に対する扶養能力調査
- 金融機関に対する預貯金調査
- 雇用先に対する就労状況調査
- 医療機関に対する病状調査 など

決定

調査が終わると、保護が必要かどうか、また、どの程度の保護が必要かを決定し、通知します。（申請日の翌日から14日以内、おそくとも30日以内）

申請をされてから決定通知があるまでに、次のようなことがあれば、すぐに役場生活保護担当課または県福祉事務所に連絡してください。

- 収入が増えたり減ったりしたとき（働いて得た収入、年金、仕送りなどすべての収入）
- 家族に変動があったとき（出生、死亡、転入、転出）
- 入院、退院したとき その他、生活の状況が変わったとき

## 生活保護費の計算方法

世帯を単位に計算した最低生活費と世帯の収入を比べ、不足する額が支給されます。(最低生活費は住んでいる所、世帯構成、年齢、家賃の有無、障害の有無によって変わります)

最低生活費	
収入 (勤労収入には控除があります)	不足部分
	生活費支給額

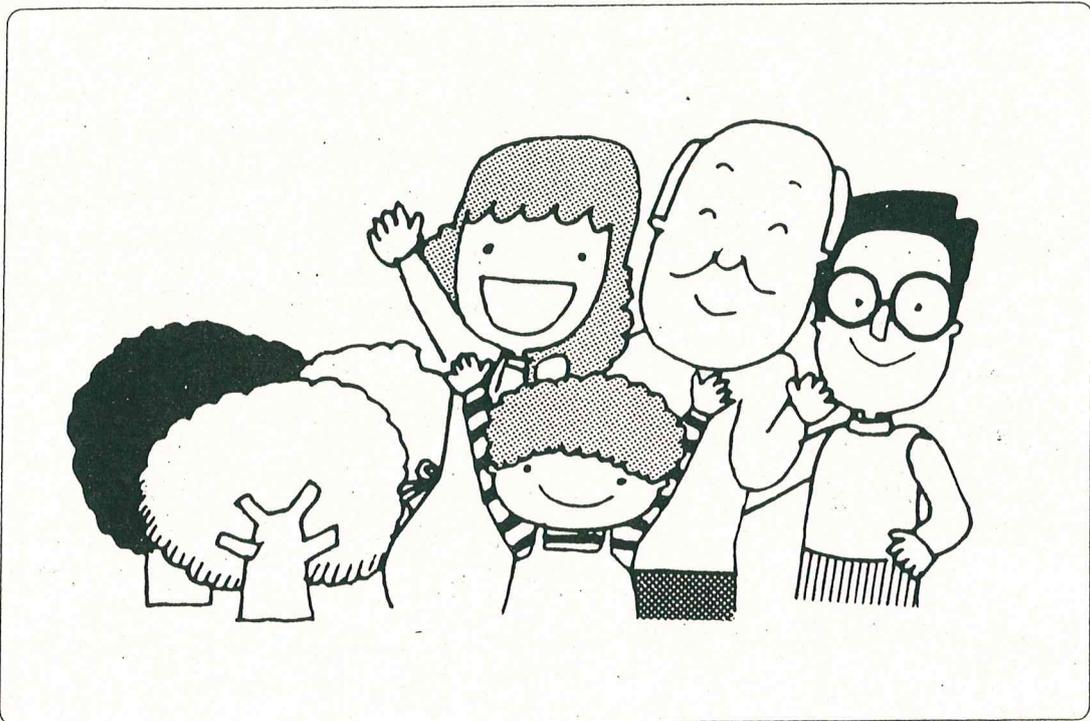
## 生活保護の種類

生活保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられます。

- ① 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用
- ② 住宅扶助 家賃などの住まいの費用(ローン返済は含みません)
- ③ 教育扶助 義務教育に必要な学用品、教材費、給食費などの費用
- ④ 医療扶助 病気やケガの治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービスを利用するために必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産に必要な費用
- ⑦ 生業扶助 高等学校に就学するために必要な費用  
手に職をつけたり、新たに仕事に就くために必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬式に必要な費用

# 生活保護のしおり

—— 生活保護を受けられた方に ——



生活保護を受けられる上で大切なことが書いてありますので、必ずこのしおりを読んでください。

県福祉事務所は、町(村)役場などの関係機関と連携を取りながら、あなたの世帯を支援します。ケースワーカーの家庭訪問時はもちろんのこと、何かあればいつでも県福祉事務所に出掛けられ、遠慮なくご相談ください。

## 生活保護法の2つの柱

生活保護法は、次の二つの目的をもっています。

- ① 最低限度の生活の保障
- ② 保護を受けられている方の自立

県福祉事務所は、保護の必要な方には必要な保護を行うとともに、自立に向けた最大限の努力をしていただくという姿勢で、法の目的達成のため全力で取り組んで参ります。

保護を受けられた方（被保護者）には、「権利」がある一方、「義務」が課せられていますので、この点をよく理解して、生活の維持・向上に努めてください。

※ 義務違反の場合には、保護を変更、停止又は廃止する場合があります。

## 被保護者の権利は

- ① 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- ② 保護により支給された金品は、課税されません。
- ③ 保護により支給された金品、又はそれを受け取る権利は、差し押さえられません。
- ④ 決定された保護の内容に納得できないときは、愛知県知事に対して不服申立てをすることができます。

## 被保護者の義務は

- ① 生活上の義務
  - ・ 能力に応じて働くこと。
  - ・ 保護費を計画的に使い、生活の維持、向上に努めること。
  - ・ 病気のために働けない方は、お医者さまの指示にしたがって、一日も早く治すよう努力すること。
- ② 届出の義務
  - ・ 家族の人数が変わったとき（転出・転入・死亡・出生）
  - ・ 収入が増えたとき、減ったとき（就職・転職・年金・手当・仕送り）
- ③ 福祉事務所の指導等に従う義務
- ④ 福祉事務所の検診命令に従う義務

## 病気になったとき

- ①「国民健康保険証」をお持ちの方は、役場に返してください。
- ②今までは、病院（診療所）に「健康保険証」を提示していましたが、代わりに、福祉事務所が発行する「診療依頼書」が必要になります。「診療依頼書」は、印鑑持参のうえ役場に出向き、所定の手続きをしてもらってください。  
役場の了解なく、病院（診療所）に受診することはできません。
- ③「診療依頼書」の有効期限は、発行日の月末までです。
- ④国民健康保険以外の健康保険の資格ができた場合は、すぐに届けてください。

## 保護費を受け取るには

- ①毎月はじめに役場で支給されます。支給の日時は、役場から前もって連絡がありますので、印鑑を持ってお出掛けください。
- ②長期に入院している場合などで、役場に出掛けられないときは、銀行口座振込みもできます。担当のケース・ワーカーに相談してください。

## 保護費の返還

差し迫った事情があったため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、すでに給付された保護費（医療費を含みます。）を返還していただく必要があります。

例えば、次のような場合です。

- ① 資産を売却したとき
- ② 生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- ③ 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- ④ 交通事故の示談金・補償金等を受け取ったとき

事実と違う申請をしたり、収入を申告しないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費の返還のほか、法律により処罰されます。

## よくある質問 Q & A

Q. 患っていた病気も完治したのですが、働く気力がわきません。働くとかえって、保護費が減らされるという噂を聞くのですが、本当でしょうか？

A. 病気の完治おめでとうございます。確かに病気が治ったばかりでは、すぐに毎日働くことは難しいかもしれませんが、日々少しずつ頑張ってください。

生活保護法の目的は、あなたの自立です。福祉事務所も、あなたを応援していきますので、あなたもご自身の働く能力を活用してください。

保護の制度上、あなたが働いて得た収入によって、保護費は減額されますが、給与収入と保護費の合計額は、増える仕組みになっていますので、心配は無用です。

なお、あなたに働く能力があるにもかかわらず、活用されない場合、生活保護法第27条の規定に基づいて、福祉事務所がさまざまな指導をすることになっています。

Q. 保護を受けていることを人に知られたくないのですが？

A. プライバシーに関することは守秘されます。しかし、保護の制度上、民法上あなたの扶養義務の責任を持つ方には、当福祉事務所から扶養できるかどうかの照会をします。

また、福祉事務所の職員以外に役場の職員と地域の民生委員が保護の実施に関わりますので、ご承知ください。

Q. 実は、福祉事務所に内緒で、収入を申告せずに働いていたのですが、罰則はあるのでしょうか？

A. それは、いけませんね。あなたには収入を申告する義務があります。生活保護法では、第78条で、不正な申告で保護を受けた場合を規定しています。あなたが受けた保護費は、一括で返還していただきます。

また、福祉事務所は法の第29条により、あなたの所得状況を調査する権限をもっています。

詳しくは、現在お住まいの町役場の福祉担当窓口または、

下記までお尋ねください。

愛知県尾張福祉事務所

〒460-8512 名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 TEL052-961-1769